

家庭ごみ処理有料化実施方針

令和7年2月

会津若松市

目 次

I. はじめに	1
II. ごみ減量の経過	
1 令和5年度までの状況	1
2 ごみ緊急事態宣言の取組	2
3 ごみ緊急事態宣言の結果	3
III. 有料化導入の必要性	4
IV. ごみ処理有料化の状況	
1 概要	5
2 国の動向	5
3 全国の導入状況	5
4 本市における位置付け	7
V. 本市の家庭ごみ処理有料化制度	
1 導入目的と期待する効果	8
2 目指す本市の将来像	8
3 導入時期	8
4 家庭ごみ処理有料化の対象品目	9
5 手数料の体系	9
6 手数料の徴収方法	11
7 ごみ処理手数料の金額	14
8 指定ごみ袋等への記名協力	20
9 減免制度	21
10 ごみ処理手数料収入	22
11 有料化制度の検証	23
12 導入に向けた取組	24
VI. スケジュール	27

I. はじめに

本書は、令和6年12月20日にお示した「家庭ごみ処理有料化の基本的考え方」に、パブリックコメントやタウンミーティングでの市民意見や、会津若松市廃棄物処理運営審議会からの答申を踏まえ、有料化制度導入に必要な内容をまとめたものです。

II. ごみ減量の経過

1 令和5年度までの状況

ごみの減量は、持続可能なごみ処理体制を維持することや、未来を担う次の世代に住みよい環境を引き継ぐために必要ですが、令和4年度の国の一般廃棄物処理事業実態調査の結果では、本市の1人1日あたりの生活系ごみ排出量は、全国同規模232自治体※の中でワースト4位という状況にあり（表1）、市政の大きな課題です。

特に、衛生的な生活環境や安定した事業活動を維持するためには、新ごみ焼却施設の処理能力に合わせて、令和8年3月までに、燃やせるごみ排出量を1日あたり82.1トンまで減量することが必要になります。令和5年度燃やせるごみ排出量は1日あたり98.2トンで、前年度の104.2トンから6.0トン・5.8%の減少となり、令和2年度から4年連続で減少させることができましたが、目標達成には、令和8年3月までに、更に16.1トン・16.4%の減少が必要な非常に厳しい状況にあります（図1）。また、1人1日あたりのごみ排出量においても、同様に目標達成が難しい状況にあります（図2）。

表1 1人1日あたりの生活系ごみ排出量

順位	市区町村名	排出量	備考
1位	掛川市	478 グラム	本市は1位の1.64倍
196位	いわき市	694 グラム	ワースト37位
223位	郡山市	755 グラム	ワースト10位
228位	福島市	779 グラム	ワースト5位
229位	会津若松市	784 グラム	ワースト4位
	平均	620 グラム	本市は平均の1.26倍

（出典）令和4年度一般廃棄物処理事業実態調査を基に作成。人口10万人以上50万人未満の市町村

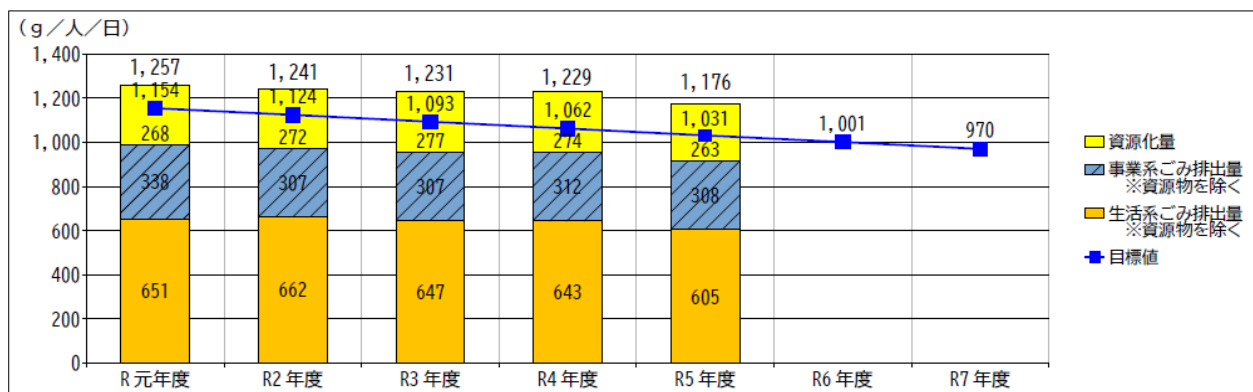


図1 1人1日あたりのごみ排出量

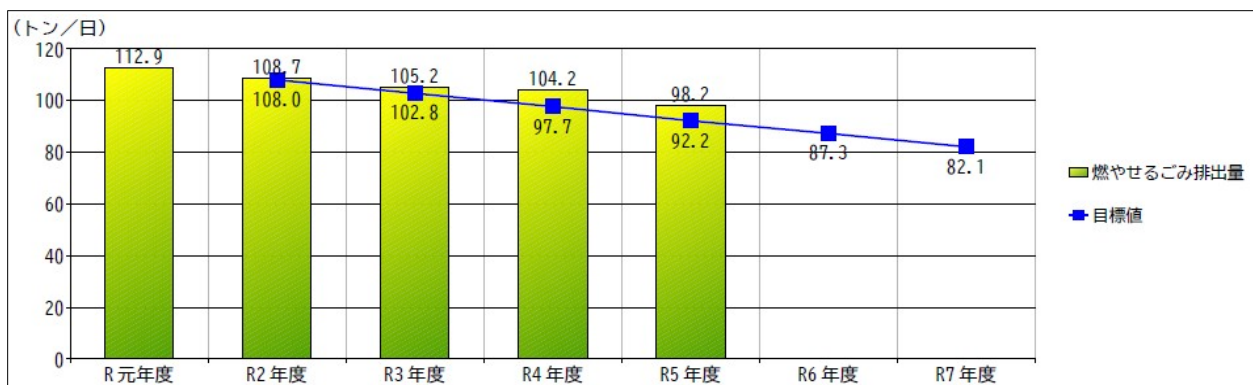


図2 1日あたりの燃やせるごみ排出量

2 ごみ緊急事態宣言の取組

燃やせるごみ排出量の目標達成は、市民・事業者の皆様との危機意識の共有と、生ごみへの重点的な対策と分別の徹底により可能であるとの考えから、令和6年5月20日、「ごみ緊急事態宣言」を発しました。

宣言では、6月から11月までの6か月間を緊急減量期間、9月から11月までの3か月間を集計期間として、燃やせるごみの前年比12%以上の削減を目標とするとともに、達成できない場合には、ごみ処理有料化を導入せざるを得ないとの考えを示しました。

目標達成に向けて、市民の皆様には、家庭での「生ごみの減量」「リユース」「古紙・プラスチック製容器包装、古着のリサイクル」を、事業者の皆様には「古紙のリサイクル」「食品ロス対策」の「5つの行動」をお願いするとともに、市では、街頭での呼びかけや、ごみステーションでの立会い・排出説明、タウンミーティングや地域座談会の開催、事業者団体合会での講演、ガイドブックの全戸配布、テレビ・新聞報道など、これまでにない規模・頻度で、ごみの分別と減量の周知啓発を行いました（表2）。

表2 ごみ分別・減量に向けた市の取組

区分	概要
周知・意識啓発	- ごみ緊急事態宣言の周知 - 市長による街頭呼びかけ（4日間10か所1,275名） - ポスターの掲示（公共施設・食品スーパー45か所） - タウンミーティングの開催（来場者約80名） - 市ホームページ（閲覧数6,324回） - 地域座談会・ミニサロン等の出前講座の開催（47回1,124名） - ごみ減量ガイドブック「ごみ減量10の掟」全戸配布（50,848世帯） - Instagram等での情報発信（記事14件） - ごみステーション立会い・排出説明（2か月間140町内会682名） - 学習教材「会津若松市のごみ」の公開（閲覧数365）

区分	概要
3Rの推進	1 キエーロ普及拡大 (1) ごみ減量シンポジウム開催（146名） (2) 地域座談会・ミニサロン開催（再掲） (3) キエーロ学習会の開催（夏休み2日間2回66名） 2 リユースサイト「おいくら」（依頼件数141件、取扱309点） 3 民間事業者との連携 (1) ホームセンターのキエーロ特設コーナー設置（3店） (2) キエーロ既製品の供給体制構築（2社） (3) 資源物回収スポットマップ公開・募集（※R6.11.26）
事業系ごみ対策	1 排出事業所訪問（5社） 2 環境センターと連携した搬入検査（5回） 3 事業者向け講演（8回180名）

3 ごみ緊急事態宣言の結果

ごみ緊急事態宣言の取組により、出前講座のお申込みや、ごみ減量方法の提案・問い合わせが多く寄せられたほか、ホームセンターにもキエーロ特設コーナーが設置され、さらには、アンケートの結果でもごみ緊急事態宣言の認知が8割以上になるなど、市民・事業者の皆様には、高い関心をお持ちいただけたと受け止めております。

結果としては、目標である12%以上の削減（表3）とはなりませんでした。5月8.5%減、6月15.3%減など大きく減少した月があったほか、集計期間においても、9月4.8%減、10月6.2%減、11月7.4%減と減少幅も徐々に増加しました。最終結果である3か月平均6.1%の削減も大きな成果であると考えます（表4）。

表3 「ごみ緊急事態宣言」の目標

目標	緊急減量の集計期間（令和6年9月～11月）	令和5年度比 12%以上の削減
	最終目標（令和8年3月）	令和5年度比 16.4%以上の削減

表4 燃やせるごみ排出量の結果（前年比）

月	各月	直近3か月の累計
4	+11.7%	—
5	−8.5%	—
6	−15.3%	−4.7%
7	+1.9%	−7.4%
8	−5.1%	−6.2%
9	−4.8%	−2.6%
10	−6.2%	−5.4%
11	−7.4%	−6.1%

Ⅲ. 有料化導入の必要性

- 1 「ごみ緊急事態宣言」による燃やせるごみ6.1%の削減から、今後の燃やせるごみ排出量を推計すると1日あたり92.2トン※となり、新ごみ焼却施設の本市排出割当量82.1トンを1日あたり10.1トン超過し、年間では約3,700トンが処理できない見込みとなります。

燃やせるごみがこのまま減らない場合、新ごみ焼却施設での処理が追いつかず、生ごみを含む燃やせるごみが回収できなくなることで、生活環境や事業活動に著しい影響が生じるだけでなく、ごみの収集や処理で発生する温室効果ガスの削減による「ゼロカーボンシティ会津若松」の実現や、住みよい地域環境を次の世代に引き継ぐことも難しくなります。このような事態を防ぐために、燃やせるごみの減量は、新ごみ焼却施設の稼働に合わせて達成する必要があります。

※ 令和5年度1日あたりの燃やせるごみ排出量 $98.2 \text{ トン} \times (1 - 6.1\%) = 92.2 \text{ トン}$

- 2 ごみ緊急事態宣言では、ごみの分別と減量について、これまでにない規模・頻度で周知啓発を行うことができ、市民・事業者の皆様の高い関心をお持ちいただいた一方で、全ての皆様による取組とすることは出来なかったと考えています。

このため、ごみの分別と減量を全ての市民の皆様が取組としていただく制度として、全国約6割の自治体が導入し、ごみ削減効果が確認されている「家庭ごみ処理有料化」を（図3）、令和8年4月から本市へ導入することが必要と判断しました。

- 3 指定ごみ袋等の購入を通してごみ処理手数料を負担いただく「家庭ごみ処理有料化」の導入により、ごみ排出量に応じた負担の公平性を確保し、ごみの分別と減量への関心を高め、ごみ排出抑制と再生利用の推進を図ってまいります。

そして、ごみの分別と減量を、全ての市民の皆様による継続的な取組としていくことにより、持続可能なごみ処理体制の構築と「ゼロカーボンシティ会津若松」を実現し、次の世代に住みよい環境を引き継いでまいります。

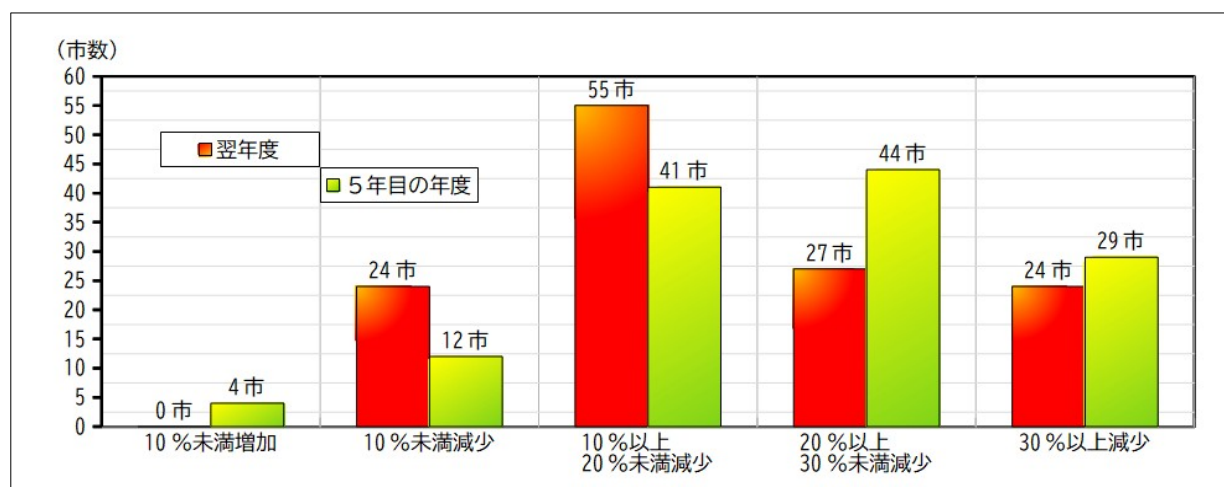


図3 有料化導入後の処分ごみ減量効果 (N=130)

(出典) 東洋大学名誉教授 山谷修作 氏「有料化導入後の可・不・粗ごみの減量効果」から作成

※ 処分ごみ = 可燃ごみ + 不燃ごみ + 粗大ごみ

IV. ごみ処理有料化の状況

1 概要

ごみ処理有料化とは、ごみ処理に要する経費の一部をごみ排出者に手数料として負担してもらう制度です。一般的に、ごみ排出者は、市町村が小売店等を通じて販売する指定ごみ袋等の購入により手数料を負担し、ごみを排出します。

2 国の動向

国は、平成17年に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を改正し、市町村の役割として、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべき」とし、ごみ有料化の推進を位置づけました。また、平成19年以降、自治体向けに「一般廃棄物処理有料化の手引き」を公表・更新しています。

また、実効性を担保する観点から、循環型社会形成推進交付金のごみ焼却施設への交付要件として、廃棄物処理の有料化の検討等を定めるとともに、令和3年には、「地域脱炭素ロードマップ」において、地域脱炭素を実現するための重点対策として、家庭ごみ有料化等を通じたごみ減量化の推進により循環経済への移行を図ることが位置づけられています。

3 全国の導入状況

全国の自治体では半数を超える66%が家庭ごみ有料化を実施しており、福島県でも半数に近い46%が実施しています（表5）。

表5 家庭ごみ処理有料化の実施率（2024年6月現在）

区分	全国			福島県		
	自治体数	有料化 実施済	有料化 実施率	自治体数	有料化 実施済	有料化 実施率
市・区	815	486	60%	13	2	15%
町	743	541	73%	31	16	52%
村	183	121	66%	15	9	60%
合計	1,741	1,148	66%	59	27	46%

（出典）東洋大学名誉教授 山谷修作 氏「全国市区町村の有料化実施率（2024年6月現在）」を基に作成

(2) 福島県内

現在までごみ有料化を続けている自治体としては、平成7年10月に三春町がごみ処理有料化を導入して以降、27自治体のごみ有料化を導入しています。双葉地域と県南地域では、一部事務組合単位で構成自治体が同時にごみ有料化を導入する例が多くあります。平成22年10月の会津坂下町以降、県内自治体での導入はありません（表6、図4）。

1人1日あたりの生活系ごみ排出量を、導入有無で比較すると、導入自治体が25.8%少ない結果になっています（表7）。

表6 福島県内自治体の導入時期

有料化実施年度	自治体名
昭和57年4月	熱塩加納村（※現在は撤廃）
平成6年4月	北塩原村（平成24年6月撤廃）
平成7年10月	三春町
平成7年11月	飯舘村
平成7年11月	東白衛生処理組合（矢祭町、棚倉町、塙町、鮫川村）
平成8年4月	双葉地方広域市町村圏整備組合（広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村）
平成9年7月	田村市
平成10年4月	小野町
平成11年10月	白河地方広域市町村圏整備組合（白河市、矢祭町、西郷村、泉崎村、中島村）
平成14年10月	石川地方生活環境施設組合（石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町）
平成22年10月	会津坂下町

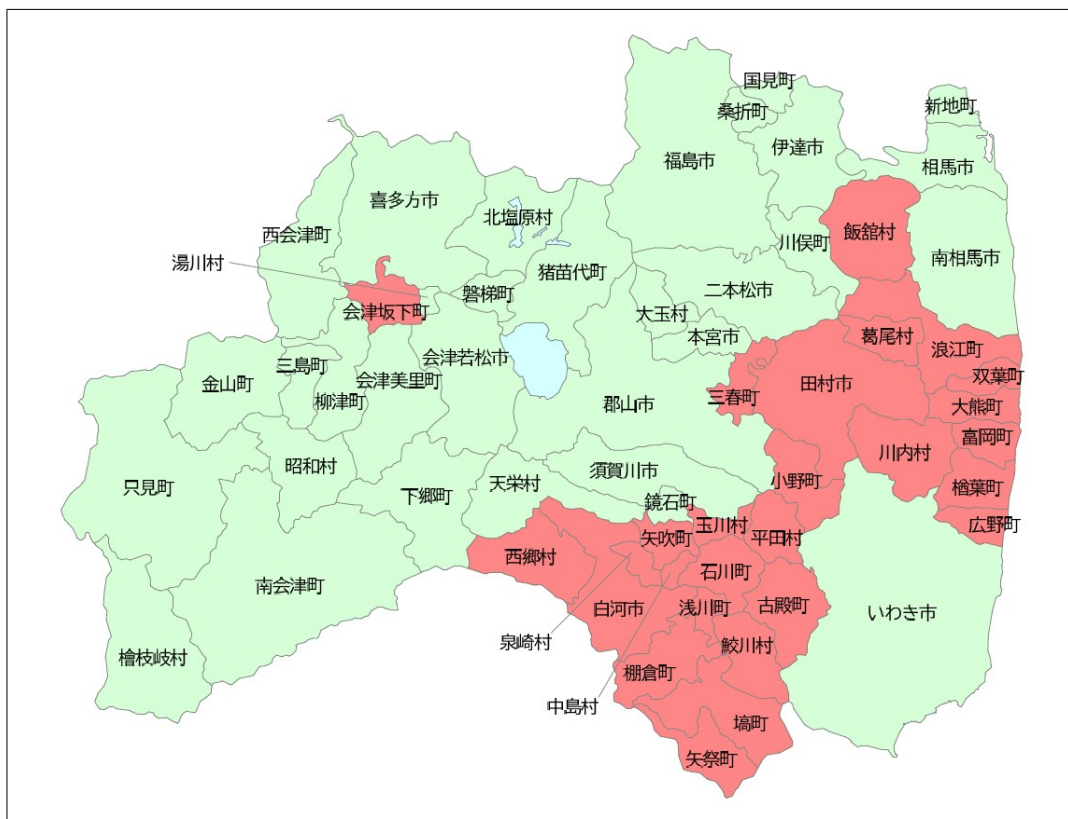


図4 福島県内家庭ごみ処理有料化実施市町村分布図（2024年12月現在）

表7 県内の家庭ごみ処理有料化実施・未実施市町村のごみ排出量比較（令和4年度）

項目	会津若松市	有料化していない32市町村の平均（A）	有料化済み27市町村の平均（B）	差（B－A）
生活系ごみ排出量	784 g/人日	760 g/人日	564 g/人日	▲196g (▲25.8%)

4 本市における位置付け

(1) 一般廃棄物処理基本計画

本市は、令和3年4月「一般廃棄物処理基本計画（改訂版）」で、ごみ処理有料化について、「今後のごみ排出量の推移を見ながら、本市でも有料化へ向けて本格的な検討を進める」と位置付けています。

(2) 家庭ごみ処理有料化実施方針（本書）

有料化制度導入に必要な内容をまとめた本書を、一般廃棄物処理基本計画の下位計画として位置づけます。

(3) 条例・規則

家庭ごみ処理有料化を導入するためには、ごみの排出方法、ごみ処理手数料の金額、納付方法等を定めることが必要なことから、「家庭ごみ処理有料化実施方針」に従って「会津若松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」及び「会津若松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」を改正します。

V. 本市の家庭ごみ処理有料化制度

1 導入目的と期待する効果

本市では、以下の目的と効果を期待して家庭ごみ処理有料化を導入します。

(1) 意識と行動の変化

手数料を負担することで、ごみ排出への課題認識が生まれ、ごみ減量への関心が高まるなど意識の変化につながります。関心が高まることで行動が変化し、継続的なごみ削減の取組が推進されます。

(2) 排出抑制や再生利用の推進

手数料負担を抑えようとする意識が生まれることで、ごみ排出量の抑制やごみ分別・再生利用が推進されます。

(3) 公平性の確保

排出量に応じた手数料の負担となることで、費用負担の公平性が確保されます。

2 目指す本市の将来像

有料化導入により、本市は以下の将来像の実現を目指します。

(1) 資源循環型社会の形成に向けた持続可能なごみ処理体制の構築

新ごみ焼却施設の処理能力にあった燃やせるごみ排出量とすることで、生活環境や事業活動の維持を図ります。また、排出抑制や再生利用を更に推進していくことで、ごみ処理経費の抑制、ごみ処理施設の規模縮小、最終処分場の延命化を図り、将来世代の負担を軽減するとともに、資源循環型社会の形成に向けた持続可能なごみ処理体制を構築していきます。

(2) ゼロカーボンシティの実現と次世代への住みよい環境の継承

本市は、令和3(2021)年12月に2050年までのできるだけ早い時期に、温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ会津若松」を目指すことを宣言しました。排出抑制と再生利用の推進により、ごみの収集運搬・処理処分で発生する温室効果ガスの削減や、天然資源の輸入・使用の抑制など、環境負荷の低減が図られ、未来を担う次世代に住みよい環境を引き継いでいきます。

(3) ごみ処理手数料を活用したまちづくり

ごみ処理手数料を、分別資源化の拡充、減量活動の助成、環境教育、地域の環境美化、高齢者のごみ出し支援などに活用するなど、まちづくりにつなげていきます。

3 導入時期

令和8年4月から導入します。

4 家庭ごみ処理有料化の対象品目

(1) 家庭ごみ処理有料化の対象とする品目（表8）

ごみ総排出量の削減と処理費用の抑制、ごみ処理施設の規模縮小、最終処分場の延命化を図るため、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「粗大ごみ」を有料化の対象品目とします。

「資源ごみ」については、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」から資源物分別を進めるだけでなく、排出者の負担を軽減する観点から、有料化の対象としません。

また、子育て支援や高齢者・障がい者の方への福祉対策のため「おむつ」は有料化の対象から除外します。町内会・団体・個人・企業などが、道路、公園その他の公共的な空間におけるボランティアとして行う屋外での清掃活動で排出する「ボランティア清掃ごみ」についても、協働のまちづくりの推進や地域の環境美化の観点から除外します。

表8 有料化の対象・対象外・除外品目のまとめ

種類	品目	理由
有料化しないごみ	資源ごみ (かん・びん・プラスチック・古紙・古布)	有料化するごみからの資源物分別を進めることや、排出者の負担軽減のため。
有料化するごみ	燃やせるごみ 燃やせないごみ 粗大ごみ	ごみ総排出量の削減、処理費用の抑制、ごみ処理施設の規模縮小、最終処分場の延命化のため。
有料化から除外するごみ	おむつ ボランティア清掃ごみ (燃やせる・燃やせないごみ)	子育て支援や高齢者・障がいのある方への福祉対策のため。 町内会・団体・個人・企業などが、道路、公園その他の公共的な空間におけるボランティアとして行う屋外での清掃活動により生じたもの。 協働のまちづくりの推進や地域の環境美化のため。

5 手数料の体系

手数料の料金体系については、ごみ有料化を導入済みの都市486市のうち、465市・95.7%で「単純従量制（排出量単純比例型）」が、21市・4.3%で「超過量従量制」が採用されています（表9）。本市では、制度の分かりやすさや負担の公平性の確保等から（表10）、「単純従量制（排出量単純比例型）」を採用します。

表9 ごみ有料化済み導入自治体の料金体系の状況（2024年4月現在）

区分	国手引での区分	都市数		割合	
単純従量制	①排出量単純比例型	465		95.7%	
超過量従量制	②排出量多段階比例型	3	21	0.6%	4.3%
	③一定量無料型	18		3.7%	
計		486		100.0%	

（出典）東洋大学名誉教授 山谷修作 氏「全国都市家庭ごみ有料化実施状況（2024年4月現在）」

表10 「単純従量制」と「超過量従量制」の比較

項目	単純従量制 (排出量単純比例型)	超過量従量制
体系図		
仕組み	排出量に応じた手数料を負担する方式	排出量が、一定量までは無料とし、一定量を超えると排出量に応じた手数料を負担する方式
利 点	①制度が単純で分かりやすい ②負担の公平性が確保される ③排出抑制の動機付けが高い ④制度の運用コストが小さい ⑤手数料収入の活用ができる	①ごみ有料化導入に対する住民理解が得られやすい
欠 点	①手数料水準が低い場合、排出抑制の動機付けが弱い ②手数料水準が高い場合、ごみ有料化導入に対する住民理解が得られにくい	①最適な制度設計が難しく、住民にとっても理解しにくい ②負担の公平性が確保されない ③排出抑制の動機付けが弱い ④制度の運用コストが大きい ⑤手数料収入が残らず財政負担となり、手数料の活用ができない ⑥導入自治体では、見直しの動きが進んでいる。

6 手数料の徴収方法

(1) 有料化の対象とするごみの排出方法と手数料徴収の方法

① 燃やせるごみ・燃やせないごみ

「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の排出には、「指定ごみ袋」を使用します。

「指定ごみ袋」は、排出量に応じた負担となることで、a. ごみの減量効果を実感できる、b. 負担の公平性が確保される、c. 不適正排出が起こりにくい、d. 収集効率が高いことから、市が収集するごみの手数料徴収方法の基本とします。

「指定ごみ袋」で入らないものについては「共通ごみ処理券」を使用します。

「共通ごみ処理券」で排出できる範囲は、燃やせるごみは、最大の辺が60センチメートル以下でかつ重さ15キログラム以下のもの、燃やせないごみは、最大の辺が2メートル以下でかつ重さが15キログラム以下のものとします。

指定ごみ袋、共通ごみ処理券のいずれを使用する場合においても、ごみステーションに排出します。

「指定ごみ袋」「共通ごみ処理券」は、市内のスーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター、コンビニエンスストアなどの小売店等で販売します。

② 粗大ごみ

粗大ごみについては、最大の辺が2メートル以下でかつ重さが15キログラムを超え50キログラム以下のものとします。粗大ごみの排出には「粗大ごみ処理券」を使用し、市に事前に申込の上、自宅敷地内に排出します。

「粗大ごみ処理券」も、市内の小売店等で販売します。

③ 一時多量ごみなどの直接搬入ごみ

一時多量ごみなど、ごみ処理施設へ直接搬入するごみについての手数料は「窓口払い」または「納付書払い」とします。

(2) 有料化の対象外とするごみの排出方法

有料化の対象外とする「資源ごみ」については、従来通りの排出とします。

(3) 有料化の対象から除外するごみの排出方法

有料化の対象から除外するごみの「おむつ」については、市販の透明又は半透明の袋に入れて「おむつ」と書いて排出します。

「ボランティア清掃ごみ」については、事前に市の窓口で配布する「ボランティア清掃専用ごみ袋」を使用し、ごみステーションに排出します。

表 11 ごみの排出方法と手数料徴収方法のまとめ

種類	品目	排出方法と手数料徴収方法
有料化しないごみ	資源ごみ	(変更なし)
有料化するごみ	燃やせるごみ	それぞれ専用の「指定ごみ袋」に入れて、ごみステーションに排出。 袋に入らないものは「共通ごみ処理券」を貼って排出。
	燃やせないごみ	
	粗大ごみ	「粗大ごみ処理券」を貼って、自宅敷地内に排出。
	一時多量ごみなど直接搬入するごみ	事前に廃棄物対策課で検査した上で、排出者がごみ処理施設に直接搬入。手数料は市の窓口等で支払い。
有料化から除外するごみ	おむつ	透明又は半透明の袋に入れ「おむつ」と書いてごみステーションに排出。
	ボランティア清掃ごみ	燃やせるごみ、燃やせないごみそれぞれ、市が窓口で配布する「ボランティア清掃専用ごみ袋」に入れて、ごみステーションに排出。

(4) 指定ごみ袋・ごみ処理券の種類・規格

① 指定ごみ袋等

a. 燃やせるごみ・燃やせないごみ

燃やせるごみ、燃やせないごみの指定ごみ袋は、「ミニ袋（５リットル相当）」「小袋（１０リットル相当）」「中袋（２０リットル相当）」「大袋（４０リットル相当）」の容量で、１０枚入りの規格とします。文字の色やフォント、袋の色や透明度、素材について、分かりやすさや強度・伸縮性など、市民の利便性に配慮したものとします。また、制度開始後においても市民意見などを踏まえ、素材等の見直しを図ります。

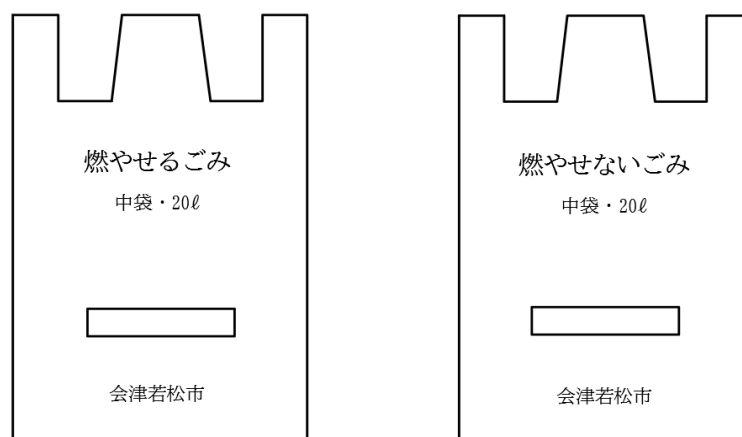


図5 指定ごみ袋（燃やせるごみ・燃やせないごみ）

b. ボランティア清掃ごみ

「ボランティア清掃ごみ」については、ボランティア清掃の普及拡大と不適正排出防止のバランスを取るため、燃やせるごみと燃やせないごみそれぞれの専用袋を作成します。「小袋（10リットル相当）」「中袋（20リットル相当）」「大袋（40リットル相当）」の容量で、10枚入りの規格とし、透明性が高い素材とし、必要とする排出者へ事前に市の窓口で配布することを基本とします。

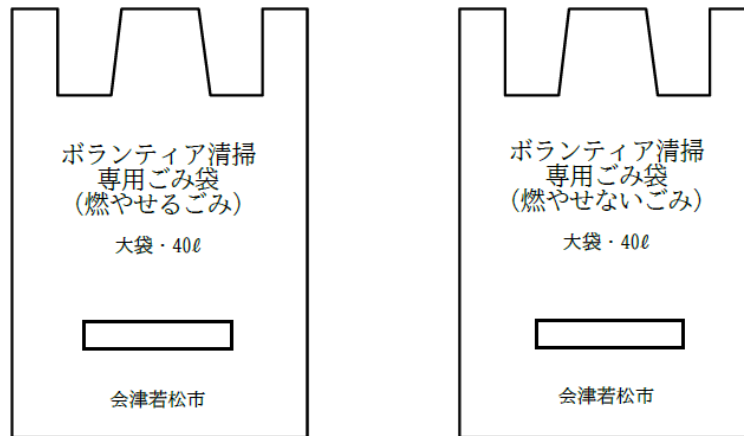


図6 ボランティア清掃専用ごみ袋（燃やせるごみ・燃やせないごみ）

② 共通ごみ処理券

指定ごみ袋に入らない燃やせるごみ・燃やせないごみを排出する際に使用する「共通ごみ処理券」はシール式で縦100ミリ、横150ミリの規格とし、5枚綴りで小売店で販売します。

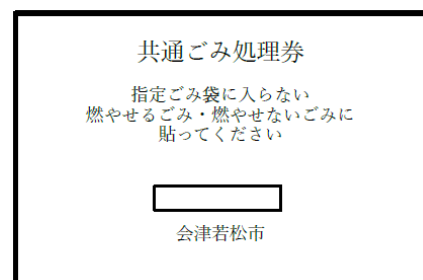


図7 共通ごみ処理券

③ 粗大ごみ処理券

「粗大ごみ処理券」はシール式で縦150ミリ、横200ミリの規格とし、1枚ずつ小売店で販売します。

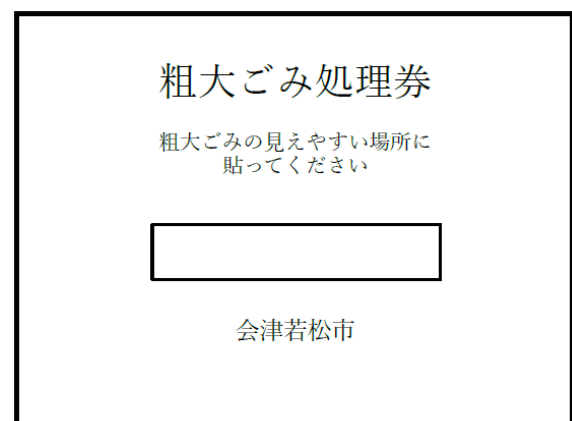


図8 粗大ごみ処理券

表 12 指定ごみ袋・ごみ処理券の種類・規格のまとめ

種類	規格	単位
指定ごみ指定袋 (燃やせるごみ・燃やせないごみ)	ミニ袋 (5 リットル相当) 小袋 (10 リットル相当) 中袋 (20 リットル相当) 大袋 (40 リットル相当)	10 枚入り
ボランティア清掃専用ごみ袋 (燃やせるごみ・燃やせないごみ)	小袋 (10 リットル相当) 中袋 (20 リットル相当) 大袋 (40 リットル相当)	
共通ごみ処理券 (燃やせるごみ・燃やせないごみ)	縦 100 ミリ・横 150 ミリ	5 枚綴り
粗大ごみ処理券	縦 150 ミリ・横 200 ミリ	1 枚

7 ごみ処理手数料の金額

手数料について、「一般廃棄物処理有料化の手引き（令和 4 年 3 月・環境省）」では、ごみ削減や再資源化を推進する効果を基本としながら、不法投棄や不適正排出を誘発しないことなどを考慮すると示されています。

(1) 手数料水準とごみの減量効果

ごみ有料化導入自治体での有料化実施後の処分ごみ減量効果をみると、手数料が高いほどごみ減量効果が高い結果となっています。減量効果の分布を見ると、1ℓあたり「0.2～0.6 円」「0.7～0.9 円」「1.0 円」の水準では、本市の目標値である 83.6%（-16.4%の達成の水準）の達成が確実とはいえない状況ですが、「1.1～1.7 円」「1.8 円以上」の水準では、高い確率で達成しています。なお、「1.8 円/ℓ以上」の 38 市中、32 市（84%）が「2.0 円/ℓ」の手数料を採用しています（図 9）。

また、東京都多摩地域の有料化実施済都市における、ごみ有料化導入時期と翌年度の家庭系可燃ごみ減量効果をみると、資源化の取組が年々拡大されてきた背景もあり、ごみ有料化導入時期が遅い自治体ほど、ごみ減量効果が低いことや、ごみ減量効果を維持するために手数料水準を 2 円としていることがうかがえます（表 13）。

このため、本市の燃やせるごみ削減目標 16.4%の減少の達成には、1ℓあたり 2 円の手数料水準が必要と考えます。

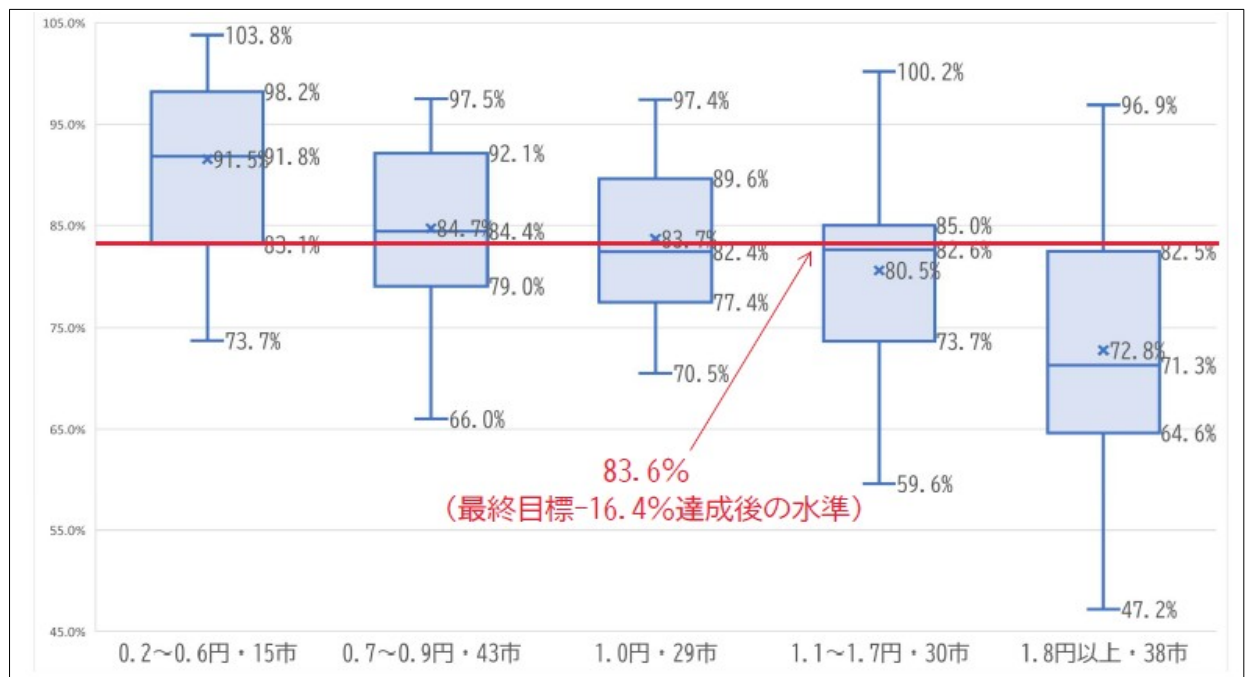


図9 処分ごみ減量効果の分布状況（1年後）

（出典）東洋大学名誉教授 山谷修作 氏「有料化実施後の処分ごみ減量効果」のデータを基に作成

※ 処分ごみ = 可燃ごみ + 不燃ごみ + 粗大ごみ

表13 家庭ごみ処理有料化導入時期と家庭系可燃ごみ減量効果（東京都多摩地域）

西暦	1998～2002		2004～2005		2007～2014		2015～	
暦年	H10～H14		H16～H17		H19～H26		H27～	
自治体数	7		8		7		2	
自治体名・ 可燃ごみ手数料 (円/ℓ)	青梅市	1.5	八王子市	1.9	西東京市	1.5	東久留米市	2.0
	日野市	2.0	武蔵野市	2.0	多摩市	1.5	国立市	2.0
	清瀬市	2.0	稲城市	2.0	三鷹市	1.9		
	東村山市	1.8	調布市	1.9	府中市	2.0		
	羽村市	1.5	あきる野市	1.5	立川市	2.0		
	昭島市	1.5	町田市	2.0	国分寺市	2.0		
	福生市	1.5	狛江市	2.0	東大和市	2.0		
			小金井市	2.0				
平均値 (円/ℓ)	1.69		1.91		1.84		2.00	
翌年度家庭系可 燃ごみ減量効果	-21.3%		-17.3%		-16.5%		-14.0%	

（出典）東洋大学名誉教授 山谷修作 氏「有料化時期と家庭系可燃ごみの翌年度減量効果」及び「全国都市家庭ごみ有料化実施状況（2024年6月現在）」を基に作成

※ 東京都多摩地域24市。新型コロナウイルス感染症拡大の影響前

(2) 本市の家庭ごみ処理手数料（表 14、表 15）

ごみの減量効果と住民の受容性を踏まえ、本市の手数料水準を以下のとおりとします。

① 燃やせるごみ

ごみ排出量やごみ処理経費に占める割合が最も大きく、排出を抑制しなければならないことから、ごみ処理有料化導入自治体のごみ減量効果を踏まえて、1ℓあたり2円とします。

② 燃やせないごみ

制度の分かりやすさから、燃やせるごみと同額とします。

③ 共通ごみ処理券

袋に入らないごみに貼ることから、40ℓ袋より高い100円とします。

④ 粗大ごみ

ごみ処理有料化導入済の類似団体※の粗大ごみ収集料金との比較（図 10）や、分かりやすい金額を基本とするほか、民間サービスとの関係性（図 11）や不法投棄の増加の懸念などから、1点あたり1,000円とします。

※ 人口・産業構造が本市と類似している自治体

⑤ 直接搬入ごみ

環境省が用いる一般廃棄物の重量と体積の変換比率40ℓ=5kgから、10kgあたり160円とします。なお、少量の直接搬入に係る行政コスト削減等の視点から、50kg以下の持ち込みについては50kg相当額とします。

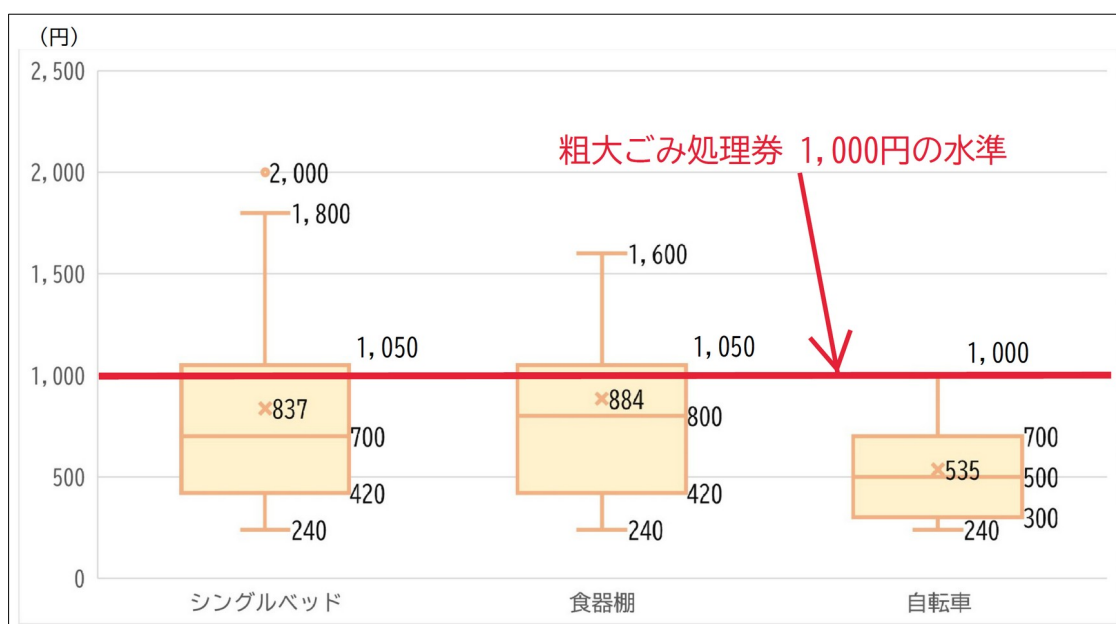


図 10 有料化導入済類似団体の粗大ごみ処理手数料の水準

（出典）アンケート調査をもとに市作成（2024年8月）

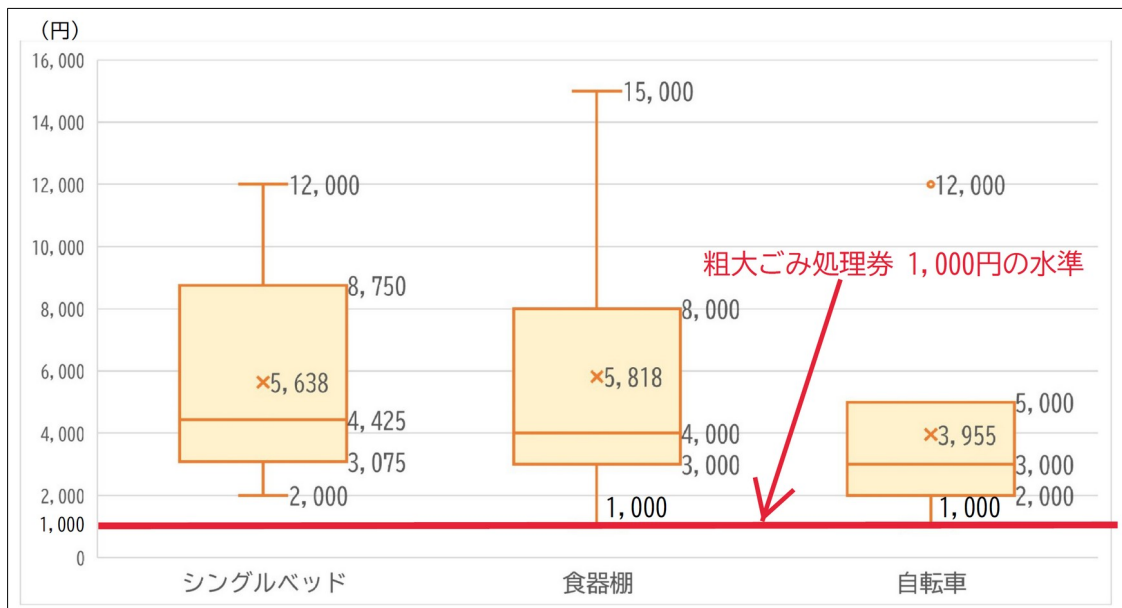


図 11 生活系ごみ収集運搬許可業者（市内）の粗大ごみ処理手数料の水準
 （出典）アンケート調査をもとに市作成（2024 年 11 月）

表 14 本市のごみ処理手数料

No.	種類	手数料			
		5ℓ	10ℓ	20ℓ	40ℓ
①	燃やせるごみ指定袋	10 円	20 円	40 円	80 円
		5 ℓ	10 ℓ	20 ℓ	40 ℓ
②	燃やせないごみ指定袋	10 円	20 円	40 円	80 円
		5 ℓ	10 ℓ	20 ℓ	40 ℓ
③	共通ごみ処理券 （燃やせるごみ・燃やせないごみ）	100 円			
④	粗大ごみ処理券	1,000 円			
⑤	直接搬入ごみ （燃やせるごみ・燃やせないごみ）	50kg 以下のもの		800 円	
		50kg 超過のもの		160 円/10kg	

表 15 指定ごみ袋・共通ごみ処理券・粗大ごみ処理券の販売価格

種類	規格・販売価格					販売方法
燃やせるごみ指定袋	10 枚入り	5ℓ	10ℓ	20ℓ	40ℓ	市内小売店 での販売
		100 円	200 円	400 円	800 円	
燃やせないごみ指定袋	10 枚入り	5ℓ	10ℓ	20ℓ	40ℓ	
		100 円	200 円	400 円	800 円	
共通ごみ処理券（燃やせるごみ・燃やせないごみ）	5 枚綴り	500 円				
粗大ごみ処理券	1 枚	1,000 円				
一時多量ごみ（燃やせるごみ・燃やせないごみ）	50kg 以下のもの		800 円			窓口又は 納付書払い
	50kg 超過のもの		160 円/10kg			

(3) ごみ処理原価（単価）に占める受益者負担率

次表は、現在想定しているごみ処理手数料について、令和 5 年度ごみ処理原価（単価）に占める受益者負担率を計算しました（表 16）。粗大ごみと燃やせないごみは、受益者負担率が低い状況にあります。

表 16 令和 5 年度ごみ処理原価に基づく受益者負担率

品目	排出方法	ごみ処理原価 （単価）	ごみ処理 手数料	受益者 負担率
燃やせるごみ	指定ごみ袋	2.83 円/ℓ	2 円/ℓ	71%
燃やせないごみ		10.96 円/ℓ	2 円/ℓ	18%
粗大ごみ	戸別収集	5,123 円/点	1,000 円/点	20%

※ 環境省が用いる一般廃棄物の重量と体積の変換比率 40ℓ＝5kg を使用

(4) 世帯負担額

次の2つの表は、家庭ごみ処理有料化後の標準世帯負担額（一世帯2.3人）を、手数料水準の1ℓあたり2円で試算したもので、ごみ減量を図ることで手数料負担を軽減することができます（表17）。

有料化先行自治体の月当たりの負担額と比較して、過度な負担とならない料金水準となっています（表18）。

表 17 家庭ごみ処理有料化後の標準世帯負担額の推計

排出量の想定	標準世帯 (2.3人)の 年間排出量		20ℓ袋の 年間必要枚数		20ℓ袋 単価	年間 負担額	月当たり 負担額
令和5年度の排出 実績から減らない 場合	可燃	472kg	157枚	169枚	40円	6,760円	563円
	不燃	36kg	12枚				
令和5年度の排出 実績からごみ減量 目標の16.4%減を 達成した場合	可燃	394kg	131枚	141枚		5,640円	470円
	不燃	30kg	10枚				

※ 指定袋の必要枚数は、表13の他都市と比較するために、B市の例から20ℓ=3kg換算とした

※ 令和5年度の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は、可燃ごみ562g、不燃ごみ43gとした（なお、本市独自の統計のため、国の一般廃棄物処理実態調査とは異なることに留意）

表 18 家庭ごみ処理有料化導入自治体との標準世帯負担額比較

自治体	有料化 導入年度	手数料水準	標準世帯の 月あたり負担増額	令和4年度一般廃棄物 処理実態調査結果 (生活系ごみ)
A市	2000	可燃・不燃2円/ℓ	500円	552g
B市	2017	可燃・不燃2円/ℓ プラ容器1円/ℓ	520円	600g
会津若松市	—	可燃・不燃2円/ℓ	減量なし 563円 減量あり 470円	784g

（出典）各都市の有料化実施方針など公表資料と本市調査（2024年8月）から作成

※ 生活系ごみ=家庭系ごみ（可燃ごみ+不燃ごみ+粗大ごみ+資源ごみ）+集団回収資源物

8 指定ごみ袋等への記名協力

市が行った全国のごみ処理有料化導入自治体への調査により、誰が排出したか分かる制度とすることで責任が明確となり、ごみの分別と減量が進むことが明らかになっています（表 19）。

本市の収集方式である「ステーション収集方式」においては、「記名制」の採用により排出量削減が期待できることから、市民の皆様には「ごみ袋等への記名協力」を可能な限りお願いしていきます。

なお、市の行ったアンケート回答都市の約 14%で採用されている自宅前にごみ出しを行う「戸別収集方式」は、高いごみ減量効果が期待できますが、衛生環境の悪化、雪による排出や収集への影響、各戸におけるごみ管理の負担などが懸念され、現時点での本市での導入は難しいものと考えます。

表 19 収集方式とごみ排出量の状況（アンケート有効回答都市：354 市）

収集方式	都市数	割合	1人1日あたりの ごみ排出量の平均 (導入5年目)
1 ステーション	272	76.8% (100.0%)	807g
(1)記名制あり	80	(29.4%)	733g
①義務付け	33	[12.1%]	724g
②協力呼びかけ	47	[17.3%]	743g
(2)記名制なし	166	(61.0%)	820g
(3)記入欄を設け住民に任せている	21	(7.7%)	930g
(4)特定品目だけ記入を求めている	5	(1.9%)	1,002g
2 戸別	49	13.9%	698g
3 複合型	29	8.2%	772g
4 路線	4	1.1%	865g
計	354	100.0%	784g

(出典) 本市調査 (2024 年 8 月)

9 減免制度

天災又は火災による災害を受けた方が当該災害により生じた家庭系廃棄物を排出するときのごみ処理手数料を全額免除することとします。

また、家庭ごみ処理有料化の導入による経済的な影響への対策として、「生活保護受給世帯」や、子育て支援の視点も含め「児童扶養手当の支給を受けている方及び対象児童」のごみ処理手数料を減免とします。これらの世帯の方々にも排出抑制に協力いただく観点から、手数料の全額を減免するのではなく、「燃やせるごみ」は、ごみ減量後の年間必要枚数の約半分とし、「燃やせないごみ」は、年間収集回数の約半分とします。減免申請を不要とし、年1回、「指定ごみ袋引換券」を送付し、小売店等で指定ごみ袋に引き換えることとします（表20）。

表20 減免対象者と1年間に交付する指定ごみ袋

減免対象者の区分		1年間に交付する指定ごみ袋の種類及び枚数		
生活保護受給世帯	世帯の構成員数が1人	燃やせるごみ	ミニ袋（5リットル相当）	60枚
			小袋（10リットル相当）	30枚
		燃やせないごみ	小袋（10リットル相当）	10枚
	世帯の構成員数が2人	燃やせるごみ	小袋（10リットル相当）	60枚
			中袋（20リットル相当）	30枚
		燃やせないごみ	小袋（10リットル相当）	10枚
	世帯の構成員数が3人	燃やせるごみ	小袋（10リットル相当）	20枚
			中袋（20リットル相当）	80枚
		燃やせないごみ	小袋（10リットル相当）	10枚
	世帯の構成員数が4人以上	燃やせるごみ	中袋（20リットル相当）	80枚
			大袋（40リットル相当）	20枚
		燃やせないごみ	小袋（10リットル相当）	10枚
児童扶養手当の支給を受けている方及び対象児童	対象児童の数が1人	燃やせるごみ	小袋（10リットル相当）	60枚
			中袋（20リットル相当）	30枚
		燃やせないごみ	小袋（10リットル相当）	10枚
	対象児童の数が2人	燃やせるごみ	小袋（10リットル相当）	20枚
			中袋（20リットル相当）	80枚
		燃やせないごみ	小袋（10リットル相当）	10枚
	対象児童の数が3人以上	燃やせるごみ	中袋（20リットル相当）	80枚
			大袋（40リットル相当）	20枚
		燃やせないごみ	小袋（10リットル相当）	10枚

10 ごみ処理手数料収入

(1) 手数料の使途

ごみ処理手数料は、本市の目指す将来像の実現に向け、以下の施策に活用していきます。

施策	施策の例
(1) 資源循環型社会の形成	① 3R+Renewable の推進 ・ 家庭への生ごみ処理機、キエーロ設置への補助の充実 ・ 資源物集団回収奨励のための経費の充実 ② 住民意識の啓発 ・ ごみの分別と減量のためのパンフレット等の充実 ・ ポイ捨て防止看板等の作成支援 ・ 環境教育のための施設見学等の充実 ・ 学校の授業と連動させた児童、生徒向けの教材の提供など
(2) 衛生的な生活環境の保全	① 不法投棄や不適正排出への対策 ・ 不法投棄やごみステーションへの不適性排出防止のための掲示物の作成 ・ 指定ごみ袋等を使用しないごみステーションへの排出の対策充実 ・ 抑止のためのごみステーション等への「見守りカメラ」の充実 ② ごみ・資源物ステーションの機能充実 ・ ごみステーション設置支援の補助金の充実 ・ ごみステーションへの掲示物の充実 ③ 高齢者・障がいのある方などへのごみ出し支援 ・ ごみ出し支援サービス
(3) 地球温暖化対策	① 省エネルギー、電化、再生可能エネルギーの地産地消の推進 ・ 電力可視化システム設置、住宅用太陽光発電設備設置、電気自動車等の購入の支援
(4) その他	① 制度運営経費 ・ 指定ごみ袋・ごみ処理券調達管理収納等業務委託 ・ ボランティア清掃専用ごみ袋作成 ・ 減免用指定ごみ袋引換券の作成送付 ② ごみ処理施設の整備・償還 ・ 将来の施設整備等への活用 ・ 将来の資源化品目拡大への活用

(2) 収支試算

本市が家庭ごみ処理有料化を導入した場合の収支について、有料化導入先進都市アンケートから推計しました。

項目	金額(百万円)	積算基礎
ごみ処理手数料(A)	278	$A=D \times E$ D:標準世帯負担額 5,640 円/年 E:世帯数(R7.1.1) 49,361 世帯
制度運営経費(B) (指定ごみ袋等の調達、管理、収納等の業務委託)	103~156	$B=A \times F$ F:歳入に占める経費割合(最大値)56% (最小値)37%
差額(C)	122~175	$C=A-B$

(3) 使途の明確化

ごみ処理手数料の差額については、基金に積み立て、翌年度以降の事業に充当することで使途を明確化します。基金については、今後検討します。

11 有料化制度の検証

(1) 情報公開

家庭ごみ処理有料化による排出抑制や再生利用の推進の効果、ごみ処理手数料や制度運営経費の収支と使途、不法投棄や不適正排出の発生状況など、ごみ有料化に関する情報を定期的に公表します。

(2) 制度の検証と見直し

本市の家庭ごみ処理有料化制度は、ごみ排出時に経済的な負担が伴うことにより、排出抑制や再生利用の推進の動機づけとするとともに、ごみ処理手数料をまちづくりへ活用する制度としています。

将来、インフレーションなどにより物価全体が高騰した場合、動機づけの効果が弱まることや、ごみ処理手数料収入を制度運営経費が上回ることで、制度の持続が難しい状況も危惧されます。

有料化の手引きでは、各自治体で定める「一般廃棄物処理基本計画」の見直し（おおむね5年毎）の機会に併せて、有料化制度の検証と見直しをすることが適切であるとされています。

このため、家庭ごみ処理有料化制度について、本市の次期一般廃棄物処理基本計画に位置付けるとともに、当該計画の見直しにあわせて、家庭ごみ処理有料化制度が有効に機能していくために必要となる、検証と見直しを行っていきます。

12 導入に向けた取組

令和8年4月からの家庭ごみ処理有料化導入に向けた主な取組を次の通りお示しします。なお、様々な立場の方々の意見を伺いながら必要な取組を検討し、実施してまいります。

(1) 有料化導入までのごみ減量

令和8年4月に家庭ごみ処理有料化を導入するまでの間のごみの分別と減量も重要となることから次のとおり取り組んでいきます。

項目	内容
1 ごみ削減状況の見える化	(1) ホームページや市政だより等を活用し、ごみ削減状況の分かりやすい市民周知の実施
2 生ごみ対策の推進	(1) 「キエーロ」「コンポスト」等を活用した家庭での生ごみ減量の推進への支援 (2) 事業所での食品ロス発生抑制の周知啓発
3 リユース、リサイクルの推進	(1) 不要品のリユースショップやフリマアプリなどを活用しての売却、譲渡の周知啓発 (2) 家庭での古紙、プラスチック製容器包装、古着の分別徹底の周知啓発 (3) 事業所での古紙のリサイクルの周知啓発

(2) 周知啓発

市民の皆様には家庭ごみ処理有料化の必要性や目的、具体的なごみ排出方法などを正しく理解していただくため、分かりやすく丁寧できめ細かな説明を行います。

項目	内容
1 説明会等	(1) タウンミーティング 有識者による講演会、市長による制度説明、市民との意見交換を行います。
	(2) 区長会 区長会総会や地区区長会の機会に制度説明と意見交換を行います。
	(3) 出前講座等 町内会や市民団体、グループなどの求めに応じて制度説明の出前講座を実施します。
2 新たな広報媒体等	(1) リーフレット 夏を目途に家庭ごみ処理有料化導入を知らせるリーフレットを全戸配布します。
	(2) ガイドブック 秋から冬を目途に家庭ごみ処理有料化制度の詳細を知らせるガイドブックを全戸配布します。
	(3) 屋外用ポスター 来春を目途に家庭ごみ処理有料化制度開始と不適正排出禁止、不法投棄・ポイ捨て禁止、店舗等への家庭ごみ持ち込み禁止を知らせる屋外用ポスターを掲示します。
	(4) 家庭用ポスター 来春を目途にごみの分け方・出し方の家庭用ポスターを全戸配布します。
3 指定ごみ袋の全戸配布	家庭ごみ処理有料化制度の開始を全市民に対して周知するために、来春を目途に、燃やせるごみ・燃やせないごみの指定ごみ袋を全世帯へ送付します。

(3) 不法投棄・不適正排出等への対策

家庭ごみ処理有料化の導入により、不法投棄やごみステーションへの指定ごみ袋を使わない不適正排出、店舗等への家庭ごみ持ち込みの発生を心配する声が聞かれます。

2010年度以降有料化導入62市への本市調査では、有料化導入後の不法投棄について、いずれの手数料水準においても「ほとんど変わらなかった」「増加したが1～2年でもとの水準に戻った」という回答の割合が高い状況にあります（図12）。このように、有料化導入により不法投棄や不適正排出が増加する例は多いとは言えず、むしろ、様々な対策により増加させないことが重要と考えます。

このため、屋外用ポスターの掲示、市職員によるパトロール、市が委嘱する不法投棄監視員や生活環境保全推進員によるパトロールを行うとともに、区長や事業者との意見交換を通して、有効な対策を検討していきます。

項目		内容
1 ごみステーションへの不適正排出対策	(1)区長との意見交換	ごみステーションを管理する町内会から不安の声が聞かれることから、意見交換を行うとともに、有効な対策を検討していきます。
	(2)屋外用ポスターの掲示	集会所やごみステーションに、不適正排出禁止、不法投棄・ポイ捨て禁止、店舗等への家庭ごみ持ち込み禁止のポスターを掲示します。
	(3)家庭ごみ収集委託業者との連携	指定ごみ袋を使わない不適正排出には貼り紙をして回収しないなど、家庭ごみ収集委託業者と連携した対策を図ります。
	(4)集合住宅管理者への依頼	住民票を持たずに市内に居住する方への対策として、集合住宅の管理者に対して、入居者への周知啓発を依頼します。
2 不法投棄、ポイ捨て等への対策	(1)パトロール強化	市職員、市が委嘱する不法投棄監視員や生活環境保全推進員によるパトロールを強化し、早期発見、早期解決により、再発防止を図ります。
	(2)屋外用ポスターの掲示（再掲）	集会所やごみステーションに、不適正排出禁止、不法投棄・ポイ捨て禁止、店舗等への家庭ごみ持ち込み禁止のポスターを掲示します。
3 店舗等への家庭ごみ持ち込み対策	(1)小売事業者との意見交換	店舗等への家庭ごみ持ち込みが発生しないよう、事業者と意見交換を行うとともに、有効な対策を検討していきます。
	(2)屋外用ポスターの掲示（再掲）	店舗等に、不適正排出禁止、不法投棄・ポイ捨て禁止、店舗等への家庭ごみ持ち込み禁止のポスターを掲示します。

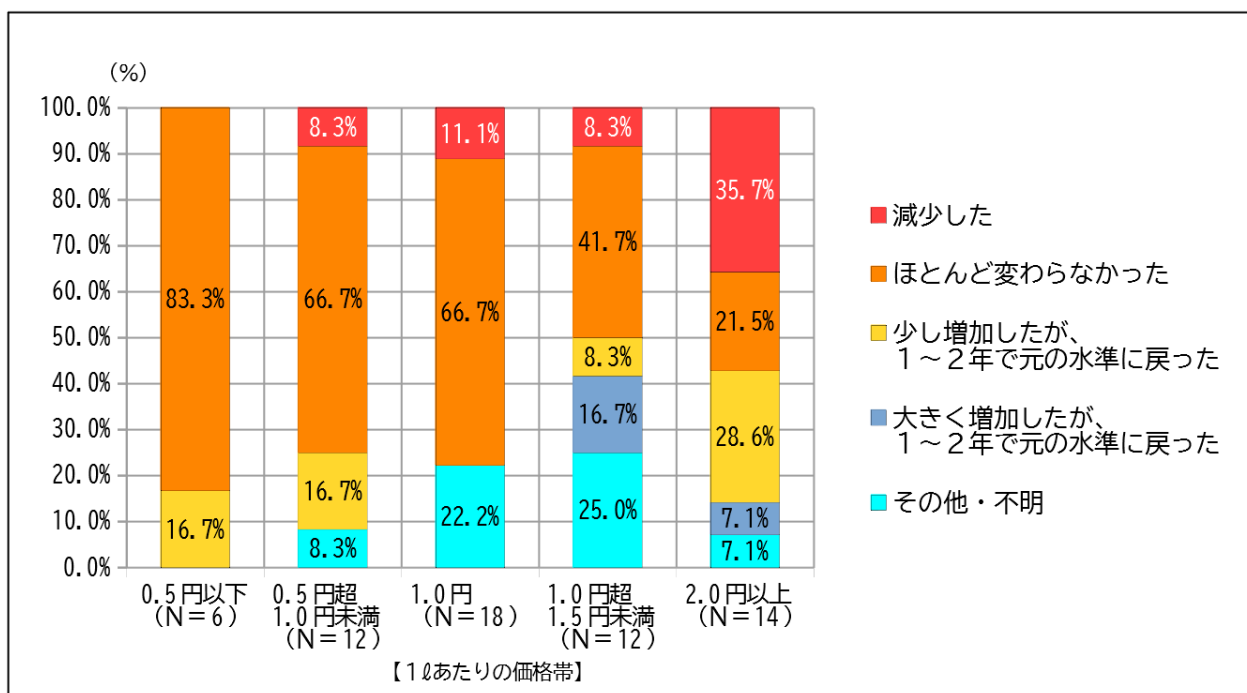


図 12 有料化導入後の不法投棄の変化（2010 年度以降有料化導入 62 市）

（出典）本市調査（2024 年 8 月）

(4) 市民負担軽減対策

ごみ処理手数料の市民負担軽減や、ごみの分別と減量を推進するため、令和 8 年 4 月から、「古布」の資源物ステーションからの回収を開始します。また、新たな分別収集の実施や民間での取組との連携等により、再資源化の品目や排出機会の拡充の検討を行っていきます。

項目	内容
1 「古着」から「古布」への資源化品目の拡大	(1) 現在の「古着の拠点回収」について、令和 8 年 4 月から、「古布の資源物ステーション回収」へと品目・排出機会を拡大します。
2 再資源化品目や排出機会の拡充の検討	(1) 新たな資源化品目の追加の可能性について、調査研究を継続していきます。 (2) 民間事業者との連携により、再資源化品目や排出機会の拡大を検討していきます。

VI. 導入までのスケジュール

年度	月	内容
令和6年度	2月	2月中旬 「家庭ごみ処理有料化実施方針」の策定
	3月	2月下旬から3月中旬 条例改正案及び予算案の提案・審議
令和7年度	4月	家庭ごみ処理 有料化導入に 向けた準備 市民等への 制度の周知啓発 不法投棄・ 不適正排出等 への対策
	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	
	1月	
	2月	中旬 指定ごみ袋等の小売店での販売開始
	3月	中旬～下旬 「古布」資源物回収容器の配布
		1月中旬～3月中旬 制度周知のための 指定ごみ袋の 全世帯への配布
令和8年度	4月	家庭ごみ処理有料化の導入
		資源物ステーションからの「古布」回収の開始

